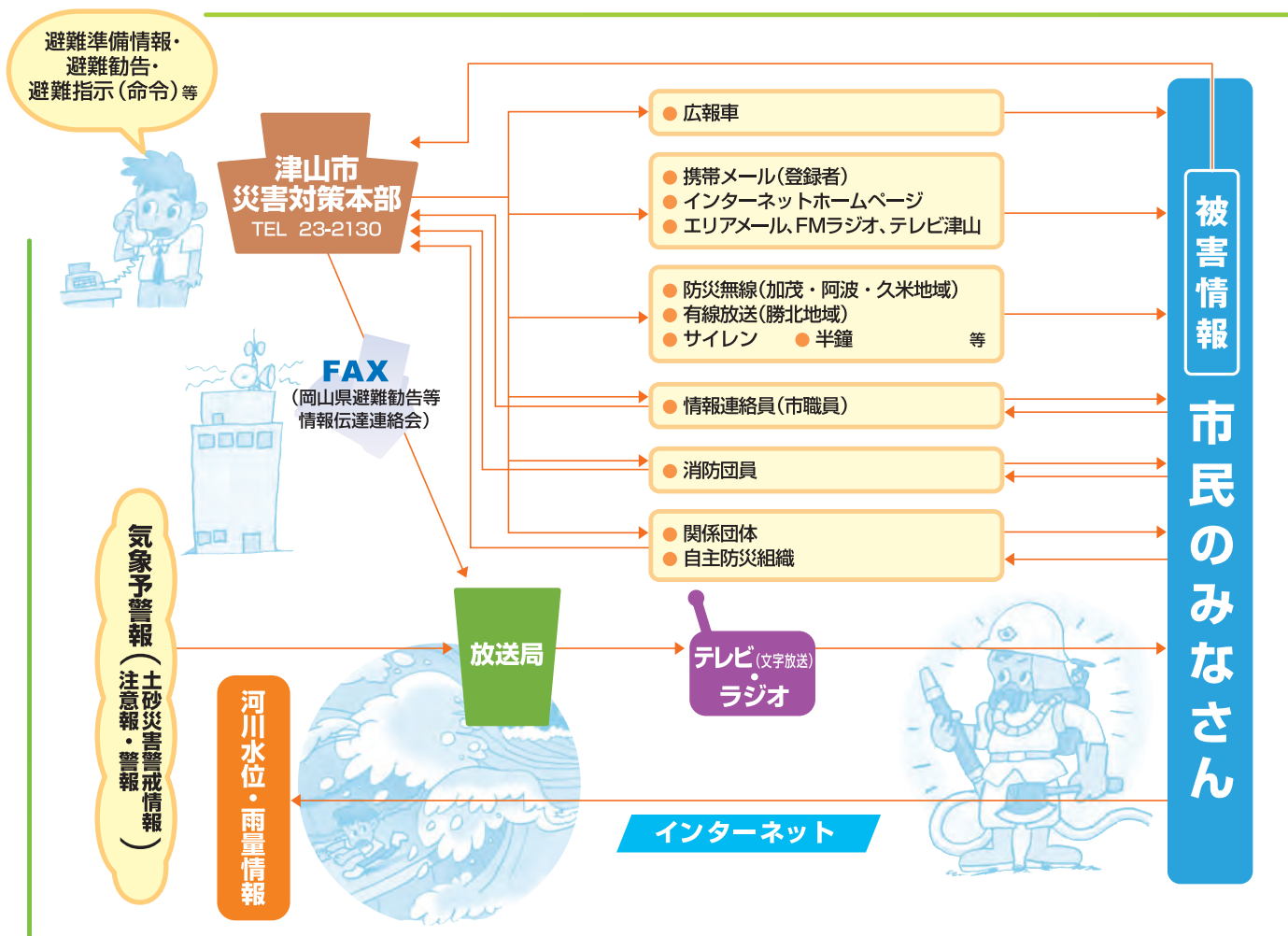


情報の伝達経路

大雨・洪水警報などの気象予警報、避難準備情報、避難勧告・避難指示(命令)等は、下記の図のような経路で皆さんに伝達されます。



避難情報に注意を！

市が発令する避難情報は以下の3つがあります。また、発令前でも身の危険を感じたら、自主的に避難しましょう。

● 避難準備情報が出たら…

家族等との連絡、非常持ち出し品の用意等いつでも避難できるよう準備してください。また避難に時間を要するお年寄りや子どもは早めに避難を開始してください。

● 避難勧告が出たら…

避難所や安全な場所へ避難を開始してください。

● 避難指示が出たら…

避難していない場合は直ちに避難場所へ避難してください。避難場所への避難が困難な場合には、周囲の建物より比較的高いコンクリート等の堅固な建物の2階以上に避難するなど生命を守る行動をしてください。